

## 平成25年度大阪市障がい者等基礎調査の概要について（案）

### 1 基礎調査の目的

本市では、昭和58年を初年とした10カ年の「障がい者対策に関する大阪市新長期計画」の終了を受け、平成6年3月に10カ年計画である「障がい者支援に関する新長期計画」（平成5年度～平成14年度）を策定し、平成10年4月には、新長期計画の積極的な推進を図るための具体的な数値目標を掲げた「大阪市障がい者支援プラン」を策定し、平成14年3月には、10カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」（平成15年度～平成24年度）を策定したところであるが、平成18年度に施行された障害者自立支援法の規定に基づき策定した大阪市障がい福祉計画（第1期：平成18年度～平成20年度、第2期：平成21年度～平成23年度）との整合を図るべく、大阪市障がい者支援計画後期計画は平成20年度から平成23年度までの4年間を期間として設定した。

また、平成23年度に「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」として障害者基本法に基づく市町村障がい者計画に位置付けられる「大阪市障がい者支援計画」（平成24年度から平成29年度）と障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画に位置付けられる「第3期大阪市障がい福祉計画」（平成24年度から平成26年度）を一体的に策定した。

したがって、平成27年度からの「第4期大阪市障がい福祉計画」を策定するとともに、「大阪市障がい者支援計画」の中間見直しを行う必要があると、策定等に当たっての基礎資料として生活状況やニーズ等を把握し、今後の支援のあり方等を検討するための参考とすることを目的とする。

### 2 調査について

#### （1）基本的考え方

前回の基礎調査から、障がい者支援を取り巻く状況が大きく変化し、平成25年度からは「障害者総合支援法」が実施されていることも踏まえ、サービス等に関する設問を補正していく必要がある。重点的に把握していく必要がある項目に関する一定の設問数を確保しつつ、回答者にとって負担とならないよう、また、一定の回答率を確保できるよう、これまでの設問内容は厳選して組み替えていくことが必要と考えられる。

### 3 調査対象者等について

#### （1）調査対象者

- ① 障がい者（児）基礎調査票（本人用、家族用）  
（身体障がい者手帳・療育手帳交付者から無作為抽出）  
（精神保健福祉手帳・自立支援医療（精神）受給者証交付者から無作為抽出）
- ② 障がい福祉サービス事業者等調査票
- ③ 大阪市発達障がい者支援センター利用者アンケート  
（大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）利用者の一部）
- ④ 高次脳機能障がいに関するアンケート  
（大阪市内の医療機関に入院・通院された方で高次脳機能障がいの疑いがあると当該医療機関医師が判断した方）
- ⑤ 障がい者（児）基礎調査票（施設入所者用、施設管理者用）  
（施設入所前の住所が大阪市内である施設入所者及び当該施設の管理者）
- ⑥ 特定疾患患者基礎調査票  
（大阪市内に居住している特定疾患受給者証交付者から無作為抽出）
- ⑦ 小児慢性特定疾患児基礎調査票  
（大阪市内に居住している小児慢性特定疾患受給者証交付者から無作為抽出）

(2) 調査項目について

**【共通調査項目】**

- 問1 属性（年齢、性別、居住区、手帳（他の手帳）の有無など）
- 問2 障がい福祉に関するサービスについて
- 問3 日常生活や社会参加のことについて（日中の活動、就労など）
- 問4 住まいについて（世帯形態など）
- 問5 相談先や情報の入手について（普段の相談先など）
- 問6 医療について（困っていることについて）
- 問7 障がい者施策全般のこと（差別、災害時に必要と思うことなど）

**【障がい福祉サービス事業者等調査票】**

事業内容、課題など

**【大阪市発達障がい者支援センター利用者アンケート】**

時期、主な症状、医療機関受診の有無、発達障がいの診断名など

**【高次脳機能障がいに関するアンケート】**

時期、起因、主な症状、困っていることなど

**【障がい者（児）基礎調査票（施設入所者用・施設管理者用）】**

施設の種類、入所期間、地域移行、入所者の年齢・人数、課題など

**【特定疾患患者基礎調査票】**

時期、通院回数、在宅医療の内容、情報入手、インターネットなど

**【小児慢性特定疾患児基礎調査票】**

時期、通院回数、受診診療の問題点、在宅医療処置での困りごとなど

## 平成25年度 大阪市障がい者等基礎調査の概要 (案)

※ 送付数等、多少変更の可能性がございます

### 障がい者(児)基礎調査票

調査対象 身体障がい者手帳・療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳交付者及び自立支援医療(精神通院)の利用者から無作為抽出  
概要 郵送留置郵送回収法。無記名式。家族用調査票も同封。別途、事業者用の調査も実施  
予定数(概数) 設問数 : 本人用30問、家族用20問  
送付数 : 身体 7,700人、知的 5,200人、精神 4,300人

### 障がい福祉サービス事業者等調査票

調査対象 障がい福祉サービスを提供している事業者等  
概要 全件調査  
予定数(概数) 設問数 : 事業者用14問  
送付数 : 事業者2,500ヶ所

### 大阪市発達障がい者支援センター利用者アンケート

調査対象 大阪市発達障がい者支援センター(エルムおおさか)利用者の一部  
概要 郵送留置郵送回収法。無記名式  
予定数(概数) 設問数 : 36問 / 送付数 : 350人

### 高次脳機能障がいに関するアンケート

調査対象 大阪市内の整形外科、リハビリテーション科、脳外科、脳神経外科、精神科、神経内科等を標榜している医療機関に入院または通院された方で高次脳機能障がいまたは高次脳機能障がいの疑いのあると当該医療機関医師が判断した方  
概要 医療機関を通じて配布(一定期間)。郵送にて回収。無記名式  
予定数(概数) 設問数 : 36問 / 送付数 : 1,600人

### 障がい者(児)基礎調査票(施設入所者用・施設管理者用)

調査対象 施設入所前の住所が大阪市内である施設入所者及び当該施設の管理者  
概要 郵送留置郵送回収法(送付時は施設毎にまとめて発送。回収は返信用封筒にて個別に回収)。無記名式  
予定数(概数) 設問数 : 入所者用27問、管理者用30問  
送付数 : 入所者用2,000人、管理者用200人

### 特定疾患患者基礎調査票

調査対象 大阪市内に居住している特定疾患受給者証交付者から無作為抽出  
概要 郵送留置郵送回収法。無記名式  
予定数(概数) 設問数 : 55問 / 送付数 : 650人

### 小児慢性特定疾患児基礎調査票

調査対象 大阪市内に居住している小児慢性特定疾患受給者証交付者から無作為抽出  
概要 郵送留置郵送回収法。無記名式  
予定数(概数) 設問数 : 43問 / 送付数 : 650人